

冷凍関係法規集 第 58 次改訂版 正誤一覧

【一般高圧ガス保安規則】

ページ	誤	正
322 第十八条 第二号	<p>へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと(法第 48 条第 5 項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。))。</p>	<p>へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、<u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器</u>にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。</p>
322	<p>ト <u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの(国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。))</u>を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。))。</p>	<p>削除</p>

ページ	誤	正
323 第十八条 第三号	<p>三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、<u>次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>イ <u>容器保安規則第二条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、通風のよい場所とすること。</u></p> <p>ロ <u>前号へ及びトの基準に適合すること。</u></p>	<p>三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、<u>前号への基準に適合すること。</u></p>
330 第四十九条 第三号	<p>三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。))。</p>	<p>三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと。</p>
330	<p>四 <u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの(国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。))を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な</u></p>	<p>削除</p>

	期限を経過していないものである場合は、この限りでない。)	
--	------------------------------	--

ページ	誤	正
330	五 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充填容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。	四 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充填容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。
330～ 333	以下 第六号から第二十三号	以下 第五号から第二十二号
334 第五十条 第三号	三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。	三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しないこと。
334	四 <u>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月日を経過したもの（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月日を定め</u> <u>ないものを除く。）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充填可能な期限を経過していない</u>	削除

	ものである場合は、この限りでない。)	
--	--------------------	--

ページ	誤	正
335	五 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。	四 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
335、 336	以下 第六号から第十四号	以下 第五号から第十三号

【高圧ガス保安法関係告示】

ページ	誤	正
396	附則（平成二十八年一一月一日経産省告示第二六九号） 1 この省令は、公布の日から施行する。	附則（平成二十八年一一月一日経産省告示第二六九号） 1 この告示は、公布の日から施行する。